

○伊勢広域環境組合会計管理者の事務の代理に関する規則

平成 19 年 3 月 30 日

組合条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 170 条第 3 項の規定による会計管理者の事務の代理に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務を代理させる場合)

第 2 条 地方自治法第 170 条第 3 項の規定により会計管理者の事務を代理させる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 会計管理者が出張、休暇又は欠勤等の事由により別に指定する期間引き続いてその事務を行うことができないと認められる場合
- (2) 会計管理者が休職又は停職を命ぜられた場合
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、別に指定する場合

(事務を代理する者及びその順序)

第 3 条 前条に規定する場合に会計管理者の事務を代理する職員及びその順序は、次のとおりとする。

第 1 順位 会計課長の職にある者

第 2 順位 上席の出納職員

2 前項の上席の出納職員は、出納職員のうちから伊勢市職員給与条例（昭和 17 年伊勢市条例第 42 号）に規定する職務の級、給料の号給、出納職員としての在職期間等を勘案して管理者があらかじめ指定するものとする。

(事務の代理に係る事項の明示)

第 4 条 前条第 1 項に規定する会計管理者の事務を代理する職員は、会計管理者の事務を代理するときは、代理の開始及び終了の年月日並びにその取り扱った事務の範囲を関係帳簿において明らかにしておかなければならない。

2 前項の規定は、会計管理者の事務を代理している間に、その事務を代理する職員に異動があった場合について準用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。